

評価細目の第三者評価結果

（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価 結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念は法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命、目指す方向・考え方を読み取ることが出来る。園のしおり、園内掲示スペースにて周知している。

Ⅰ－２ 経営状況の把握

	第三者評価 結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ－２－（１）－① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	狭山市推進協議会での市役所担当課との情報交換及び税理士による経営環境指導など、的確に把握・分析されている。
Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	人件費率の算定、減価償却費・修繕費等の長期予測と予算化など、経営状況や改善すべき課題について、役員間での共有がなされている。

Ⅰ－３ 事業計画の策定

	第三者評価 結果	コメント
Ⅰ－３－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ－３－（１）－① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	中・長期的なビジョンはある。保育課程で確認。今後、具体的な期限があると更によい。
Ⅰ－３－（１）－② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度事業計画はある。今後、中長期的ビジョンをより明確にし、その関係性をとると更によいと思われる。平成28年度事業計画を確認。
Ⅰ－３－（２） 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ－３－（２）－① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画が職員に周知されており、理事会への報告と承認を得るなど、理解を促すための取り組みを行っている。平成28年度事業計画を確認。
Ⅰ－３－（２）－② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画の内容及び変更、または新規事業について、父母会及び園内掲示スペースで利用者に周知されている。

Ⅰ－４ 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価 結果	コメント
Ⅰ－４－（１） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
Ⅰ－４－（１）－① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	定められた評価基準に基づいて3年に1度、第三者評価を実施している。事業運営や予算関連についても法人監査でチェックがされている。
Ⅰ－４－（１）－② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	事業計画書と事業報告書を作成して課題を明らかにし、職員間で課題の共有化を図っている。定期的に保育カリキュラムや書類などの見直しを行い改善に取り組んでいる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価 結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	管理者は、事業所の経営・管理に関する方針と取り組みをより明確にするとよいと思われる。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	管理者は、法人研修・園内研修・労務管理等の研修へ参加している。また、職員に対して、遵守すべき法令等を周知している。研修基本方針及び研修参加記録を確認。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	新任研修やその他研修に参加させるなど、福祉サービスの質の向上について意欲をもって取り組んでいる。リーダーシップや指導力を発揮しているものの更なる向上を期待したい。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	職員を研修等に参加させ、業務の見直しを行うなど、組織内に具体的な体制を構築している。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価 結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	計画的に新任研修、他研修、管理職育成、法人全体研修などを実施し、効果的な福祉人材確保に努めている。研修基本方針及び研修参加記録を確認。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	理念・基本方針に基づき、期待する職員像を明確にしている。法人全体での人事管理と施設単位の人事管理が行われている。人事規定を確認。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	更なるワーク・ライフ・バランスと働き方改革を意識した取り組みを期待する。
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	園内外の研修に参加。新人・中堅・ベテラン・パート契約会議の実施を行っている。研修基本方針及び研修参加記録を確認。
Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	策定された教育・研修基本方針に基づき、各種研修が実施されている。研修基本方針及び研修参加記録を確認。
Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できるように配慮している。研修基本方針及び研修参加記録を確認。
Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の積極的受け入れ、マニュアルの整備、実習生等への働きかけについて意識的に行われている。実習生に関するマニュアルを確認。

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

	第三者評価 結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	第三者評価の受審結果について公表している。ホームページ・園内掲示スペースにて財務状況を閲覧することができる。
Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	福祉施設事業所における事務、経理、取引等について監査を実施するなど定期的に確認されている。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価 結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化するなど、様々な取り組みを行っている。地域中学校の職場体験を受け入れている。平成28年度の保育課程を確認。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受け入れマニュアルの整備、地域のボランティアを積極的に受け入れている。ボランティアマニュアルを確認。
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	青い実学園（障がい児童）、保健センター、小学校、市役所保育課及び子ども課、家庭支援相談員、保健所、嘱託医、消防署、警察署、地域高齢者団体、地域ボランティア、養成校などの関係機関と随時連携を図っている。
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	子育て講演会（年2回）、ふれあい運動会、青柳祭り、公民館祭りへの出店、狭山市農業祭への出店、ボランティアの受け入れ、観劇会の開催、パレットルーム（子育て広場）、園庭開放、子育て相談、赤ちゃんの駅、地域お年寄り招待を行うなど、地域住民との交流を図っている。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	上記の福祉施設・事業所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価 結果	コメント
Ⅲ-1-（1） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-（1）-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	次年度改善提案についての父母会意見のとりまとめ、関係機関との会議打ち合わせ（幼保小連携会議、要保護、支援、障がい、発達支援等）などを行っている。 また、理念や基本方針に利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示している。保育理念を確認。
Ⅲ-1-（1）-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	保護者への事前確認の徹底、マニュアルの整備を行っている。利用者プライバシー保護マニュアルを確認。
Ⅲ-1-（2） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-（2）-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	組織及び保育所を紹介する資料は読みやすい説明文、写真・図・絵の使用で誰にでも分かるような内容になっている。青柳保育園のご案内及びホームページを確認。
Ⅲ-1-（2）-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービスの開始・変更事項は父母会を中心に意見を取りまとめ、新年度説明会での周知及びクラス懇談会、保育参加、参観、個人面談などの機会を設けて説明している。
Ⅲ-1-（2）-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	行政をはじめとする関係機関と連携し、継続性に配慮するよう努め、福祉サービス終了後も、組織として利用者や家族が相談できるよう工夫している。
Ⅲ-1-（3） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-（3）-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	利用者満足に関する意識と取り組みはしっかりしている。また、定期的かつ継続的な実施計画もある。今後、利用者への更なる情報伝達を期待する。
Ⅲ-1-（4） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-（4）-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	利用者からの意見は職員間で共有し、週に1度の全体会議で協議している。意見箱を設置し利用者からの要望に応える仕組みを整えている。
Ⅲ-1-（4）-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	苦情担当者、責任者の設置と周知、苦情解決の仕組みが確立されている。父母会との連携、意見箱の設置、メールでの受付、第三者委員の設置などを行っている。
Ⅲ-1-（4）-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討について定めたマニュアルを整備している。苦情解決処理に関する規定及び仕組みを確認。
Ⅲ-1-（5） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-（5）-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	ヒヤリハット、事故報告書（法人間で共有）、チェックリスト、その他安全マニュアルが整備されており、法人監査・研修の実施を行っている。安全マニュアルを確認。
Ⅲ-1-（5）-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症対応マニュアルの整備、研修の実施を行っている。感染症対応マニュアルを確認。
Ⅲ-1-（5）-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	災害時対応マニュアルの整備、防災訓練、災害時物品の備蓄を行っている。危機管理マニュアル（地震災害対応マニュアル）及び災害備蓄倉庫を確認。

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	園の方針に則った標準的な実施方法が文書化されて福祉サービスが実施されている。保育課程及び園のしおりを確認。
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保育サービスの標準的な実施方法の見直しは、相互観察・法人監査・第三者評価の受審などに行っている。
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	個人カリキュラム・児童票・月案・週案・日案において利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。
Ⅲ－２－（２）－③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	福祉サービスの実施計画に基づき、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を定めているが、より具体的なPDCAをまわすとよいと思われる。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	児童票・月案・週案・日案・家庭状況の記録など、利用者の身体状況や生活状況を組織が定めた統一した様式によって把握し、記録されている。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報保護規定等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。個人情報取扱についての指針を確認。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価 結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a	保育課程が保育の方針や目標に基づいて編成されている。また、定期的に各クラスごとの打ち合わせや見直しを行っている。今後はさらに社会情勢や地域に目を向け、ニーズに対応し、利用者がより満足できるものにしていくよう見直しを行っている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	保育室は明るく衛生的で、温かな雰囲気があり、安全性に配慮しながら子どもが安心して人やモノと関わる環境が整備されている。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	子供一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣を身につけられるような配慮がなされている。どの職員が関わっても同じ手順で接することができるよう乳児会議で情報共有を図っている。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	個々に遊ぶ空間と時間、遊具、また集団で遊ぶための空間、時間、遊具が準備されている。子どもの育ちについて、保護者又は地域の子育て家庭等へ伝えていくようにしているなど、保育における養護と教育の一体的展開に配慮している。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	年間計画に小学校との連携や、就学に関する行事を行うことが位置づけられている。卒園児合宿、小学校給食体験、授業見学、お楽しみ会、防災訓練などを行っている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a	自然豊かな環境に囲まれ、日常的に自然物、生き物（うさぎとめだか）と関わりながら生活することができる。設備の管理、清掃、遊具の安全点検、寝具の消毒乾燥、温湿度管理等が行われ、衛生的な環境が保たれている。保育士に限らず、全ての職員が子どもにとって優しく接することができるよう学んでいる。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣が身につくよう、家具や間取りが配慮された環境となっている。
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	子どもが自由に遊べる時間や空間、遊具が確保されている。当番活動などの役割を持つことで、労働の喜び、人の役に立つ喜びを体験し、より自発的に行動しようとすることに配慮している。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	木々や草花にあふれた園庭では様々な生き物が訪れ、日々遊びの中で動植物に接する機会を作っている。また、図鑑を置いたり、自然物での昔遊び、お話や歌など、様々な関わりを通して子どもが興味を持てるようにしている。より多くの人に子どもの成長を見守ってもらうことができるよう、地域の方を招く行事を行ったり、ボランティアなどを積極的に受け入れている。
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	わらべうたあそびや、詩・絵本などを通して、様々な話し言葉や文化に触れる機会が設けられている。
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	保育士等が自身の記録や職員間の話し合い等を通じて、自らの保育実践を振り返ることにより自己評価に取り組んでいる。人事考課資料を確認。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価 結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	家庭環境や生活リズム、身体発育などから生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、できる限り個々に合わせた日課になるよう工夫している。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	子ども同士の関りに配慮し、ともに成長できるようにしている。専門機関と連携し、気になる子ども、その家庭についてよく把握し、早めに対応できるようにしている。また、必要な援助について勉強し、可能な限り対応できるように努めている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a	長時間保育を受ける子どもにそった計画性と引き継ぎを共有し、子どもが1日を主体的に過ごせるよう、長時間でも安心して生活できる工夫をしている。
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	子ども一人ひとりに関する情報が関係職員に周知されている。子どもの健康状態を視診、気になる場合には検温するなどしている。定期的に内科健診、歯科検診、保菌検査、予防接種調査、身体測定等を行い、家庭に伝えている。また、気になる点がある場合には、関係機関に報告している。
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	子どもが園の畑で育てた作物を自分で料理して食べる体験をさせている。行事食やバイキング形式の食事、戸外での食事、リクエストメニュー、地域の方を招いての食事会など、子どもたちが食事を楽しめる工夫を行っている。
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	b	残食の記録や検食簿をまとめている。食事メニューもより個々に対応できるよう日々伝えたり、給食会議で見直しを図るなどしている。但し、給食担当と現場とのコミュニケーション不足が一部見受けられ、今後の課題と思われる。
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	検診結果を保護者に伝え、必要な家庭には受診を促している。また、保護者向けにも歯科講習会を定期的に行っている。
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	アレルギーを持つ児童に関しては、保護者と面談を行い必用に応じて食物除去や動物に触れないなどの対応を定め、その情報を職員全体に周知している。幼児クラスでは子ども同士でも伝え合い、自らも注意できるように育ちを促している。食物除去等は医師の指示書に基づき行い、保護者には定期的に検査受診を促している。アレルギーの対応や誤食の際のマニュアル整備、実地訓練、研修を行っている。アレルギーマニュアルを確認。
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b	衛生管理担当者の設置、調理場の衛生管理は適切に行われ、緊急時のマニュアル等も整備されているため、現状特に問題はないと思われる。今後、大規模修繕等の機会にレイアウト上の改善点が図られると更によいと思われる。

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	連絡ノートを活用し、朝食、夕食など保育士が把握し食事の充実に向け対応している。また、参観の際に給食の試食をできるようにしている。乳児、幼児の献立表、食物アレルギー児童については個々の献立表、離乳食についても個々の状況に合わせた献立表を渡している。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	おたより帳やクラス便りにて園での様子を伝えたり、送迎時にコミュニケーションをとるように努めている。子育て講演会、クラス懇談会、生活発表会、ふれあい運動会など、様々な行事を通して、保護者が子どもの育ちを感じられるような支援を行っている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a	新年度説明会で園について周知したり、父母会で事前に保護者全体としての要望を吸い上げる機会を提供している。また、子育て講演会、クラス懇談会、生活発表会、ふれあい運動会など、様々な行事などを通して、保護者が子どもの育ちを感じられるような場と、保護者同士がつながりを持ちあえる機会を設けている。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	日々子どもの心身の状態を把握できるように努め、変化にすぐに気づけるようにしている。保護者の変化にも気を配り、様子、家庭環境の変化があれば状況に応じて話を伺う。気になる家庭については職員全体、また、関係機関（市役所子ども課、保育課等）に随時連絡し、できる限り多くの支援の輪が広がるようにしている。虐待防止マニュアルを整備している。